

特定要求行為及び不当要求行為とは

(1) 特定要求行為

公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為で次に掲げるもの（公式又は公開の場で行われたもの及び陳情書、要望書等の書面により行われたものは対象外）

番号	小区分
①	市が行う許認可その他の行政処分又は請負その他の契約に関し、正当な理由がなく、特定の法人その他の団体又は個人のために有利又は不利な取扱いをするよう要求する行為
②	市が行おうとしている不利益処分に関し、正当な理由がなく、当該不利益処分の被処分者となるべき法人その他の団体又は個人のために、当該不利益処分を行わないよう、又は処分内容を軽減するよう要求する行為
③	入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為
④	市の競争入札の参加資格を有する特定の事業者に関し、その経済的な面における社会的評価を不当に高め、若しくは失わせる行為又はその業務を不当に妨害するおそれのある行為
⑤	人事（職員の採用、配置換、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害する行為
⑥	正当な理由がなく、職員に頻繁に電話等をする行為
⑦	①から⑥までに掲げるもののほか、正当な理由がなく、特定の法人その他の団体又は個人が有利な取扱いを受け、又は不利益な取扱いを受けるよう要求する行為

(2) 不当要求行為

特定要求行為のうち、暴力行為等社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した手段により要求の実現を図る行為で次に掲げるもの

番号	小区分
①	身体の一部や器具を使って、故意に職員を傷つけようとする等の暴力行為、職員が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込む程度の脅迫行為又は職員が正常に業務を遂行できない程度のけん騒行為
②	職員が正常な状態で面談することが困難であると判断し、断ったにもかかわらず、強硬に脅迫的言動をもって面談を強要する行為
③	大声又は職員を罵倒する言動で、職員に対し聞くに堪えない程度の不快感を与える行為
④	正当な権利がないにもかかわらず権利があるとし、提供を受けた役務に瑕疵（かし）がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、自らの意見を主張する行為
⑤	①から④までに掲げるもののほか、庁舎等の施設の保全若しくは秩序の維持又は職員の職務の適正な遂行に支障を生じさせる行為

★特定要求行為及び不当要求行為には組織的に対応していきます★

☆職員その他の者に切迫した危険があると認めるときは、直ちに警察への緊急通報その他必要な措置を講ずるものとします☆